

PPAによる公共施設（市有遊休地）へのPV導入事業 仕様書

1. 目的

富山市では、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた市の率先行動を着実に推進するため、公有地においてPPA（Power Purchase Agreement）方式により太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、平常時の温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 事業概要

- ア 事業者は、「市保有太陽光設備導入実施対象候補地」（別紙1）に対して現地調査、設備容量検討を行う。
- イ 事業者は、設備（太陽光発電設備及びその付帯設備をいう。以下同じ。）の設置場所の提供を受け、設備を導入する。
- ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- エ 事業者は、当該設備で発電した電力を、「供給候補施設一覧」（別紙2）に記載された施設のうち少なくとも一施設に供給する。
- オ 運転期間終了等で設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。
- カ 事業者は、当該設備の運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証を行い、市に報告する。
- キ 設備の撤去の際に、事前に本市から譲渡の希望があった際は、事業者は市と協議の上で設備を市へ譲渡できるものとする。

(2) 事業期間等

- ア 契約開始から撤去完了までを事業期間とする。
- イ 運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。
- ウ 電力供給開始時期については、原則、令和8年4月1日とする。

(3) サービス料金単価

- ア 市は、各施設に供給された電力使用量にサービス料金単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、計量法に基づく検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ウ サービス料金単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ サービス料金単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- キ サービス料金単価は、原則、契約期間中において一定額とし、積算根拠と併せて示すこととする。
- ク 設備の解体・撤去等に係る廃棄物費用については、資源エネルギー庁の「廃棄物等費用積立ガイドライン」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保す

る計画を策定した上で、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施できる体制を整えることとする。

3. 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

導入実施対象候補地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を市と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、市の提供する接続検討回答書や供給候補施設の使用電力量データ等を精査し、適切な容量とする。事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、供給候補施設において少なくとも5割を自家消費するよう検討する。

なお、建築基準法施行令第86条第3項に基づく垂直積雪量は1.5mとし、台風等の気象条件への耐久性についても配慮する。

(3) 各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討等、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出する。

設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出する。

市が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく賃貸借契約により導入実施対象候補地の貸付を受けることとする。ただし、賃借料は、無償とする。

事業者に提供する面積は、導入実施対象候補地の登記簿上の面積全てとする。

各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。

(4) 住民への説明会の実施

事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参考に導入実施対象候補地の周辺地域の住民に対して説明会を開催する。

4. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、導入実施対象候補地への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ・太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。

- ・太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) その他の事項

- ・事業者は、導入実施対象候補地を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、導入実施対象候補地の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において導入実施対象候補地から設備を速やかに撤去し修復を行うこと。
- ・運転期間終了等で設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。

5. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として最新の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料の選定、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ・発電設備を囲う柵塀及び本事業の概要が分かる説明パネルを設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示する。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- ・事業者は当該土地への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受ける。
- ・施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- ・施工にあたり、周辺の安全に支障が起きないように、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- ・工事中の安全対策の実施及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- ・工事完成時には、現場で市の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出する。
- ・電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存する。

6. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給、設備の維持管理、報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- ・設備が故障した場合は、直ちに市に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。
なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- ・電気主任技術者が必要な場合は、事業者が用意する。
- ・事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- ・設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ・設備を設置した当該設置場所について、市が別途、工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、市の工事に伴う費用負担が発生した場合、市の費用負担とする。市の工事に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行わない。ただし、設備の運転停止期間が1ヶ月以上となる場合は、事業期間に含み、その期間に発生することが想定される売電収入の補償を行う。
- ・市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- ・事業者は、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ・導入する太陽光発電設備の盗難防止措置をとること。
- ・導入実施対象候補地の害獣対策として、提供する導入実施対象候補地の除草を実施すること。

7. 責任分担の基本事項

上記（1. ～6.）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については別紙3及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ・事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は市と協議の上、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備を撤去し原状回復を行うか、設備を市へ譲渡

するかを決定するものとする。

- ・事業者は本事業の実施中に知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8. その他

市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、太陽光発電設備の設置に係る事業完了後に全ての貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 市保有導入実施対象候補地

導入実施対象候補地		設置可能面積	導入想定容量	導入方法
1	北陸電気工業跡地（楡原）	23,070 m ²	1,500 kW	オフサイト PPA
	富山市楡原字西下島 1871 番 3	現況：遊休地	野立て	

別紙2 供給候補施設一覧

供給候補施設		契約電力
1	富山市役所庁舎	1,207kW
	富山市新桜町 7 番 3 8 号	
2	つばき園	148kW
	富山市米田 2 0 番 1	
3	富山市環境センター	102kW
	富山市栗山向田橋場割 6 3 7 番地	
4	山本最終処分場	23kW
	富山市山本字水木谷 1 9	

別紙3 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	-	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	-	○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	-	○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	-	○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	-	○	
	盗難・破壊行為	盗難・破壊行為等への対策	-	○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	-	○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険	-	○	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	-
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	-	○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの	-	○
瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任	-	○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画・設計段階	物価	物価変動	-	○	
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担	-	○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	-	○	
建設段階	物価	物価変動	-	○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する管理者との調整	-	○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延	-	○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	-	○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	-	○	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	-	
	金利	市中金利の変動	-	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	-	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	-	○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	-	○	
	設備の損傷	設備に係る事故・火災による設備の損傷	-	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	-	○	
		仕様不適合による設備への損害、市業務への障害	-	○	

参考資料（参考資料1、2は資料閲覧を申し込んだ者に対して電子メールで送付する。参考資料3から6は資料閲覧を申し込んだ者にのみ市の指定する場所で閲覧可とする。）

- ・【参考資料1】 導入実施対象候補地の「地積測量図等図面一式」
- ・【参考資料2】 供給候補施設の「電力契約状況、24時間365日電力需要量データ（30分間値）」
- ・【参考資料3】 「地質調査業務委託報告書」
- ・【参考資料4】 「本市における再生可能エネルギー設備等導入拡大調査業務報告書」（抜粋）
- ・【参考資料5】 接続検討回答書（高圧版）